

2015年9月1日

自治体学会規約改正案・新旧対照表の訂正等について

自治体学会理事会

2015年8月22日に開催された、2015年度自治体学会総会に提案された第5号議案自治体学会規約改正（案）の議案書に誤った記載がありましたので訂正いたします。

【正誤表】

（現行規約）第15条

（誤） 会務を処理するため、本会に、事務局を置く。

（正） 学会事務を処理するため、下記に事務所を置く。

〒101—0054

東京都千代田区神田錦町2-1

2 会務を処理するため、事務所内に、事務局を置く。

第15条については、2014年度自治体学会総会において上記の改正が行われていましたが、今回の議案書の「現行規約」欄(左欄)では、誤ってそれ以前の規定を記載していたものです。なお、今回了承された改正箇所は、新旧対照表の「役員会決定案」欄(右欄)の記載に限定されるものであり、第15条は改正対象ではありませんでしたので、今回の決定には変更はありません。

また、2015年度自治体学会総会の場において、出席者からのご質問(事務所の所在地を記載してはどうかとのご質問)に対して、役員会から事務所の住所は記載しない方針である旨の説明を行いましたが、これは2014年度の改正を失念した説明でしたので、**総会でご質問された会員の方のご了承も得て**撤回させていただきます。

総会参加者を初め、学会員みなさまに多大なるご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

今後、こうした誤りがないよう再発防止に努力してまいりますので、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です